

IV まとめ

1. 遺 構

1978年にはじまった調査も第5年目を迎え、東院地区、中間地区の事前発掘調査をおえた。また一昨年、昭和55年度には西院回廊内の調査を終えており、本年度において、大宝蔵殿地区、東室・食堂・綱封蔵地区の調査が終了したので、西院の調査も、残るのは西室・西円堂周辺、および南大門から能石をへて西大門に至る部分のみとなった。本年度の調査の出土品と検出遺構について若干の取りまとめをしておきたい。

A 東院地区

東院地区の調査は、東院回廊と大垣（元禄年間・重要文化財）との間の幅10～20mにおいて実施し、併せて伝法堂と北室院との中間の南北約15mの広場についても実施した。とくに後者は当初からトレンチ幅を3mとし、事前調査の完全を期した。

本年度調査のうち、旧年度調査において検出した斑鳩宮南限大溝かと推定される上幅1.6m、深さ1.8mの底のひろがったU字形断面の素掘溝を2個所で検出した。うち一個所は東院旧修南院表門の北側にある龍神池底においてであり、他の一個所は回廊と龍神池との間においてである。この結果、大溝S D1300は東面大垣をこえて現中宮寺境内にまで及んでいることが確定的となり、その宮域の南辺の長さは70mを超えることを明らかにしえた。それに関係して、大溝S D1300以南では地山が下がり、どちらかと言えば低湿地を埋め立て整地している状態が昨年¹⁾にひきつづいて明らかになった。

東院礼堂東南隅やや北よりで検出した6世紀後半の人工溝と推定される上幅約3m、深さ約2mの溝は方眼方位に対して約15度東偏する。つまり斑鳩宮方位とは反対の振をもつ方向に走っているようで、これを礼堂の西側でも検出することに努めたのであるが、本概報表紙に見え東院の鎮守社である五所神社前の池（現在は沼状の水溜りとなっている）によって、予定された地点が破壊されてしまっており、確認できずに終わった。伝法堂の北側の調査を実施した。よく知られているように昭和9年にはじまる東院の解体修理時に、浅野清氏を中心とするメンバーが掘立柱およびその掘り方を検出し、これを中心に現存しない古建築を復元してゆく手法を創出され、その新技術を駆使して調査されたのが、国宝伝法堂の地下調査である²⁾。これは実に、その後の考古学の古代建築発掘の基本的技法となったのである。さて伝法堂の北側には伝法堂を取り囲むかのように大溝S D2511がある。この溝については昭和14年の浅野清氏の調査によって報告されている。少し長いが引用してみる。『伝法堂北に発見された溝は現建物に平行してゐるので、或は東院創立後のものかも知れないが、それにしては余りに幅広く、方位の振れは原始河川を改修した如き原因によるかも知れないので、方位に拘らず、創立前のものであるかも知れない。伝法堂の西端近くで一度堰かれ、更に西に続き、

忽ちにして南に折れ更に西に曲ってゐる如くであるが、その先は未だ明らかにされず、又この溝の北岸や東端も調査未了である。これも黒色粘土層に達する深い溝である（深さ基準より4.6尺乃至4.8尺）。³⁾ 本年度はこの北岸を発掘したのであるが、出土品からみて室町時代の溝である可能性が強くなった。この大溝より北側では小形の柵列S A 2600を検出したのみで他に柱穴等を検出できず、かつての伝法堂地下において検出された数多い柱穴群と建築群の北へののびを検証することができなかった。これについても浅野清氏はすでに予想されており報告書で『北室院の地山も高いので、伝法堂の北山との間が低められてゐるのは後の工作になるものと考へられる。……中略……（従つてこの低められた部分から旧遺跡を発掘することは至難であらう。）』⁴⁾ 今後、昭和14年の発掘原図と今回調査の資料との対応を厳密に行なつたうえで、さらに検討を加える必要があるが、少なくとも、前年度の北室院境内の発掘調査結果と併せて、斑鳩宮内部に掘立柱建築が、伝法堂地下でみられたように櫛歯しているという状態ではなく、空間地もあったことが、確かめられたとしておくべきであろう。

伝法堂の東側で検出した瓦窯は法隆寺においてはじめての瓦窯の検出で、この時期に瓦窯が寺院経済に組み込まれていることを知るうえで重要な史料であろう。

B 西院地区

西院創建以後の遺構について言えば食堂周辺の調査がある。現在の食堂・細殿の一画が資財帳にいう政屋の地域にあたり、細殿・食堂が政屋であることは太田博太郎氏がすでにのべているところである。現食堂の北方に各種の建築があったことは『古今目録抄』（またの名を聖徳太子伝私記）につぎのように記載されていることから知ることができる。

次食堂七間。後戸三本。前七間。細殿作間一間。細殿南面戸三本。連子二間。所残皆壁。（中略）次食堂之後 昔者西東有厨戸。今者成人住所畢。（以下略）

とあり、これにつづいての厨屋の東方には瓦竈があり、その更に東に木屋があったことを記す。これによって現食堂、もとの政屋の後方には厨戸があったが、鎌倉時代初期の1238年にはすでにのこっていないことを示している。今回、検出したS A 6700は政屋と厨屋との間に⁶⁾あった板塀（影壁）であった可能性がある。政屋の規模は明らかであるが、政屋を含む大衆院の規模、とくにその面積について資財帳は何も記してはいない。本年度に大宝藏殿前の広場北よりで検出した東西方向の柵列S A 6012は、西院中門の南基壇を東に延長した線上にほとんど一致することから、大衆院南面の柵列であった可能性が強い。可能性を指摘するにとどめておく。⁷⁾

中門前においてトレンチを入れて南大門推定地を探した。現存する国宝南大門は永享8年から10年にかけて建築された。『法隆寺別当次第』によれば仁満威儀師が別当に当たっていた長元4年6月に「南大門造立之」とあり、古今目録抄に記す南大門は現在地であるので、長元四年（1031）には現在地に南大門が建ったことは明らかである。奈良時代の南大門の所在地は、中門の前約35mにある石垣積み的一段高いところにあったことは、他の寺院の中門と

南門との関係からも推測しうる。⁸⁾ところが、ここの発掘では南門の痕跡を知ることはできなかった。現中門の基壇天から前面の石敷までは高差1.8mあり、南門が掘り込み地業をもっていないとすれば、また、中門の方が南門より規模が大きい傾向にある8世紀前半以前の寺院の例からすると、南門は大規模な基壇をもったとは、しない方がよいので、今回の発掘結果からは、中門前に南門があったかどうかを判定する資料が得られなかったとすると止めておくべきであろう。勿論、高い大規模な南門基壇はなかったことのみははっきりとした。

これに関連して弥勒院前からみつかった地鎮具は特筆されよう。出土品については森郁夫氏が後節においてまとめるように神亀年間から天平初年以前の土師器に盛った地鎮具は、その出土土壌を覆っている土層が、西院の東大門と能石間を結ぶ参道を覆っている西院の化粧整地ともいべき土層で、その下に穴を掘って埋めていたことは、西院のこの参道部分を含めて主要伽藍部を完成し、かなり広範囲な整地の完了した時期を示している。地鎮具の身の裏に「大」の墨書があった。「大」は伽藍大吉の大であり、寺域の東西南北に同様の地鎮をした可能性が十分に考えられる。⁹⁾中門の仁王の完成が和銅4年、塔の四面塑像群の完成も和銅4年であるので、これから約10年の間に、寺院が整えられたのであろう。地鎮具はこの点において、寺域の整備の完成を示すものといえよう。

C 若草伽藍関係の遺構

昨年度調査において大溝S D2140を検出し若草伽藍の西限となった川または谷状地形であるとして報告のうえ、若干の考察をしておいた。¹⁰⁾本年度は、昨年度調査地点の上流である東室西側、下流である花園院前とにおいて検出し、ほぼその全貌を推定できる程度の資料を得ることができた。さらに若草伽藍の西および北限を画す柵列の一部をも検出することができ、岡田英男氏が後節で記述するように寺域や主要伽藍の復元をすることさえ可能になった。以下、年代誌風に若草伽藍周辺を記述してみよう。なおいわゆる法隆寺論争については、本稿では研究史的にあつかわないことにする。

まず、若草伽藍造営前にS D2140とした大溝がある。これは自然の谷で、谷頭は上御堂の南東側である。そこから東側に弓状のカーブを描き、西院鐘楼、西院回廊東北隅部のあたりをとって聖霊院の南東をへて、鏡池をとおり、花園院をへて南大門の東に至る。この谷の西側はなだらかな傾斜で尾根につづき、東側は深く、えぐり込まれている。弓状カーブの外側は、水流があたるので、このようになるが、渦水期には川岸には水はなかったようで、芦などが繁茂していた。この時には、現西院若草伽藍中心部は、やや高い幅の広い尾根節であった。尾根足は現在の南面廻廊から少し南側で、そこにも山裾の小谷状地形があった。若草伽藍中心部の造営前にもこの川に土器類が入っているので、若草伽藍造営前には人跡まれな地域でなかったようである。若草伽藍の造営が始まってまもなく、この川岸に東方より、木屑が投棄される。木屑はその形態から木工工事によって出来たもので、多分、若草伽藍の造営に関するものであろう。また投棄時期は判定しえないが馬骨も東岸から投棄されている。

その後若草伽藍の造営の進展に伴って、S D 2140のつけ替えが行なわれる。この人工川の発掘は花園院前の一個所のみであるので、全貌を完全につかみえていない。人工川S D 3560は鏡池のあたりで自然川S D 2140を西につけかえ、ちょうど川幅分を西に掘る。こうして、自然川S D 2140は埋め戻される。そしてここに西柵、北柵の西端部が造営される。この時期はこの地域の自然川から出土する最新の遺物が7世紀前半でもごく早い時期のものであるので、ほぼ7世紀前半のごく早い時期であると確認することができる。このことは若草伽藍の周辺を画する柵列の時期でもある。人工川S D 3560は自然川に再度合流するのか、若草伽藍の西柵に添ってそのまま南下するのかは決めかねる。若草伽藍東側の人工川であるS D 1101も、東院や聖徳会館北西の発掘所見からは、本来は、律学院の周辺から東に方向をかえる谷であったものを現東大門のところより南に人工川として開いたものであり、この点を重視するならば西側の人工川S D 3560もまた柵列にそって南流し護寺川あるいは外濠としての役目を果していたのであろう。今後の調査をまちたい。

その後若草伽藍は焼去する。この時期について異論が多いが、推古朝説は信憑性に欠ける。¹¹⁾ 皇極二年説は出土土器の検討から無理があるので、天智9年4月30日とする書紀の具体的な年月日は別として、このころであろう。この焼去に伴い灰などの廃棄物が人工川に投げ捨てられる。そして西院の建設が始まり、人工川S D 3560の上流にある自然川S D 2140から埋め立てられる。この埋め立て方については概報1（26・72ページ参照）に報告したように西から順次なされてゆく。そして人工川も埋められる。この時期は7世紀末ごろには終了しており、ほぼ現在の西院の形態となるが、最終的に化粧整地されるのは地鎮具のところで述べたように8世紀初頭であった。

以上が地誌風に述べた西院地域の変遷である。若草伽藍についてのいくつかの点をまとめておく。西柵・北柵の西端部は自然川S D 2140を埋め立てねば設置できないので、その西側の人工川は、若草伽藍の造営に伴って開掘された。そのためこの上流にあたる東室西院回廊東北隅、経蔵等は人工川の上流である自然川を埋め立てねば建設できない。その下流の人工川の存続年代や、聖霊院前での自然川の埋め立て年代からみて、若草伽藍の存続期には、西院伽藍はありえない。鏡池より上流の自然川と人工川に大量の木灰等が投棄されているので、若草伽藍はその火災の規模は別としても罹災していることは明らかである。

若草伽藍北柵を東に延長すると現西院大垣にゆきあたるが、この地点で、東大門から北へのびる大垣はわずかに逆「く」の字形に西に折れ曲り、ここより以南は重要文化財の指定を受けている。このことは西院東大垣の線が古くからの地割線をかなり嚴重に踏襲していることを示している。¹²⁾ なお心礎¹³⁾と北柵列までは117.13mあり、心礎から西柵までは47.0mである。柵は方眼北に対して23度43秒つまり、磁北に対して17度9分43秒振れていることになる。

若草伽藍と西院との関係について発掘資料のみからは以上のように考えられる。出土古瓦の研究、そして西院回廊内の調査による、先行建築物のないことの確認。中間地区における

調査による若草伽藍や西院伽藍に先行、あるいは併行する寺院跡の遺構の未検出は、やはり、それらの不存在を示すものとして受け止めるべきであろう。そうであるとする、若草伽藍は7世紀ごく初期の建立、そして7世紀後半の羅災、そして西院の建立という寺誌が発掘資料から組み立てることのできる。その他の問題については機会を改めたい。

註

- 1) 法隆寺『法隆寺発掘調査概報Ⅰ』1982年 28～30・74ページ参照。
- 2) 国立博物館編『法隆寺東院に於ける発掘調査報告書』1948年。
- 3) 注2 60ページ、本字を現行略体字に改めた。以下同じ。
- 4) 注2 62ページ下段。
- 5) 太田博太郎「食堂」『奈良六大寺大観1』1972年 73ページ。
- 6) 天平19年の法隆寺伽藍流記資料帳に「大衆院屋脊拾口」とし政屋等を含める。
- 7) 大衆院の構造は発掘調査で確定されたものではなく、大安寺等では資料帳の記載をもとに複元されているが、発掘調査はごく一部をはぶいてされていない。
- 8) 太田博太郎「西院の伽藍」『奈良六大寺大観1』1979年。
但し大安寺は南門と中門の距離は著しく長い。法隆寺では古今目録抄に「中門前東西築垣。東南卅六丈六尺。西南廿七丈也云々。」とあるのみで、この本に多い「昔者」の記述がないので、古くから南門が現在地にあった可能性もすてさることはむづかしく、地鎮具の出土と関連して、この見方も一つの根拠をもつことになった。
- 9) 法隆寺の七伏蔵の一つが大湯屋表門外にあるとされているが、あるいは、伽藍中心線をはさんで、西側の地鎮具の存在が伝承化し、伏蔵となったのではないだろうか。
- 10) 注1) 26・72～73・94の各ページ参照。
- 11) 太田博太郎「法隆寺の歴史」前注5 10ページ。
- 12) なお、東大門から鍵の手に折れ曲っている重要文化財部分の大垣の延長は約70mである。『古今目録抄』に『自東門北至于東小門廿四丈』あり、24丈は約72.7mであるので、あるいは大垣の建立が古くからの地割がここで変化していることを示しているのであろうか。
- 13) 心礎の昭和43年度発掘によって推定された座標は X=-154182, 206 Y=-23943, 117である。

2. 出土遺物

昭和57年度の発掘調査で出土した遺物は多量であり、瓦・土器・木製品・金属製品それぞれに特記すべき出土品があった。それらを取りまとめておこう。

A 瓦類・土器類

出土した瓦類は各時代にわたっている。7世紀前半代のものでは、若草伽藍創建当初の単弁9弁蓮華文軒丸瓦（第69図）が、瓦当下半部を欠きながらも玉縁先端まで、ほぼ完全な形で出土した。かつて、昭和43年度の若草伽藍の発掘調査時に完形品が出土しているが、¹⁾とかく瓦当部が離反しやすいこの時期の軒丸瓦の中で、完全な形を保った資料の増加をみることができ、技法究明の面で今後に資するところが大きい。

これと共にS K 3565から出土した軒丸瓦（第69図）も特記すべき資料である。これも瓦当下半部を欠くとはいうものの、丸瓦部先端までほぼ完全に残っている。これと同範の資料は、²⁾従来東大門修理工事に際して出土したもの1点のみが知られていた。今回の出土資料によって中房の状況も明らかになり、さらに、この軒丸瓦の丸瓦部が行基式であることが知られたのである。寺蔵資料の中でも行基式丸瓦はごく僅少であった中で、単弁10弁軒丸瓦の丸瓦部が行基式であると判明したことは、若草伽藍造営時の造瓦技術が単一でなかったことを示すものである。飛鳥寺造営時における行基式、玉縁式両者併存に比すべきものであろう。また、出土瓦の中には、凹面に同心円叩き目文をもつものがある。これは、須恵器生産工人が瓦作りに従事していたことを示しており、このことも飛鳥寺出土瓦に見られる状況とよく似ている。

単弁9弁蓮華文軒丸瓦（第9図）は、今年度の調査で、7世紀前半代の軒丸瓦の中では多量（27点）に出土した。それらのうち、瓦当面が完全なもの、あるいはそれらにちかいものによって丸瓦接合位置を観察すると、個体によって90度ずれるものが存在する。³⁾これは、瓦当文様を彫りこんだ范台の平面形が正方形または長方形の可能性を示すものであり、こうした資料が7世紀前半にまでさかのぼることが明らかとなった。

今回新たに出土した単弁蓮華文軒丸瓦（第68図3）は、片岡王寺のものに酷似している。⁴⁾これは、片岡谷に点在する寺院との関係を示唆するものである。

法隆寺における7～8世紀の有子葉単弁蓮華文軒丸瓦の種類は5種類にすぎないのであるが、今年度の発掘調査で新種の1種を加えることができた。従来までのものを含めてもその個体数は少なく、法隆寺の主流となる軒丸瓦の中で、さきの片岡王寺の軒丸瓦に酷似した資料同様、これらの有子葉単弁蓮華文軒丸瓦と同様、これらが存在する意味については、今後十分に検討されねばならない。

多量に出土した土器類のうち、本概報で特筆せねばならないものは、若草伽藍西辺部を画する南北柵S A 3555造営に際して埋めたてられた旧川道S D 2140から出土した一群の土器で

ある。それらは、飛鳥下層出土資料⁵⁾、小墾田宮推定地の溝（S D 050・124）出土資料⁶⁾との関連から6世紀後半から7世紀初頭頃に比定できるものである。後述するように、木材の削り屑とともに出土した状況から、若草伽藍造営のごく初期に投棄されたものであることが明らかであり、造営年代を知る重要な手がかりを知ることができたのである。さらに、この溝に代って西側に新たに掘られた排水溝（S D 3560）から、7世紀前半代を中心とする多量の土器が出土しており、さきの川（S D 2140）埋めたての年代が、7世紀初頭であることをより確実なものにした。

B 木製品・金属器・地鎮具ほか

S E 2590から出土した金銅製容器に納められた如意輪観音座像は、きわめて小さな像として、稀有な例である。この小像容器が軸頭の転用であることも例のないことである。今後、如意輪観音信仰の面についても十分な検討を加えねばならない。

木質遺物として、木材の削り屑が多量に出土したことは注目に値する。これは、検出遺構と切り離しては述べ得ないものであるが先述したように7世紀初頭の土器片とともに木材の削り屑が出土した状況は、しかも、S A 3555がその後に造営されていることからすれば、若草伽藍造営のごく初期の造営工事に際しての削り屑が投棄された状況を示している。

第253トレンチの土壌S K 3600から出土した地鎮具もまた注目に値するものである。今回発見されたような奈良時代の地鎮め供養の遺構や遺物の類例は、全国的にもあまり多いとは言えない。地鎮とか鎮壇とか称せられる供養に際して埋納される品には、金銀をはじめとする高価なもの、価値あるものに限られる傾向がある。今回の例では、和同銭の腐朽がいちじるしいため、金箔と和同銭とを確認したにすぎないが、さらに銀箔が含まれている可能性もある。それらの内容物は五宝とか七宝とか呼ばれ、これらを埋納して行う供養は『陀羅尼集経』を規範としたとの考え方が強い。こうした供養の痕跡は、通例、何らかの建物内部で見出される。したがって、それぞれの供養の対象が何であったのかを具体的に知るができるわけである。南都諸寺での具体例をあげれば、興福寺中金堂、元興寺塔、東大寺金堂（大仏殿）、法隆寺金堂及び塔等である。これらはすべて建物の造営にともなうものである。ところが、法隆寺例では、検出した地鎮め遺構にともなう建物が営まれなかったことが明白である。とすれば、営まれた供養はその地域周辺を対象としたものに他ならない。

史料に見られる例としては、たとえば法華寺阿弥陀浄土造営時に、「院中を鎮め祭る陰陽師の浄衣単袴の料」⁷⁾、「時々の鎮祭五穀直」⁸⁾と記するものがある。これは、陰陽師による供養とも見られるものであるが、いずれにせよ、寺院内の「院中」という広い地域に対する供養が行われたことを示すものである。法隆寺西院での供養の位置は、現南大門の内側ではある。しかし、旧南門の位置は中門の南約30mの位置、東大門と西大門とを結ぶ参道の北側、一段高い位置に推定されている⁹⁾。その理由のひとつとして、この一段高い位置での築地の存在を明らかにしたことがあげられている¹⁰⁾。ということになると、奈良時代に完成した西院伽

藍の南門外で供養が行われたわけであり、「院中」には相当しないかのように受けとめられる。

しかし、ここで注意しなければならないのは創建から西院造営までの沿革である。若草伽藍の焼亡後、新たに営まれた西院伽藍が旧伽藍の西方に営まれたとはいうものの、西院伽藍の寺地は旧寺域にもまたがっている。西院伽藍が西に営まれた理由は明らかでないが、上宮王家が営んだ若草伽藍と、新たに営まれた西院伽藍の寺域とを合わせた範囲が、法隆寺の「院地」ではなかったろうか。さらに、天平年間に東院伽藍が営まれた地が、上宮王家斑鳩宮の跡地であったということは、何らかの形で100年近くの間、上宮王家滅亡後もその本拠地がそのままの形で伝えられていたことを示している。

地鎮め供養の営まれた位置は、南門推定地前、すなわち伽藍中軸線上になく、東大門と西大門とのちょうど中間の位置（ $X = -154119.800$, $Y = -24061.000$ ）にある。この位置に意味があるとすれば、両門の位置は、奈良時代における西院の東西の限りを示しているものかもしれない。また、南門推定地は表土層の約30cm下が地山であり（海拔高56.5m）、地鎮め遺構の上面（海拔高54.7m）まで約1.8mの段差がある。これは、西院造営にともなって、傾斜地を大規模に削ったものと考えられる。こうした工事を含めて西院伽藍完成の時に、院中の地鎮め供養が行われたものと考えられる。西院伽藍完成の年代は、『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』の記載から、天平19年以前であることがおおむね了解されていることであるが、今回出土した地鎮め供養に使われた土師器によってなお一層明らかとなった。すなわち、その土師器は神亀年間から天平初年にかけてのものであり、地鎮め供養が行われた年代を知ることができた。

注

- 1) 文化庁文化財保護部記念物課『昭和43年度法隆寺若草伽藍跡発掘調査概報』昭和43年。
- 2) 法隆寺国宝保存事業部『国宝建造物東大門修理工事報告』昭和10年。
- 3) 奈良国立文化財研究所「平城宮発掘調査報告」Ⅸ『奈良国立文化財研究所学報』第34冊 昭和53年。
- 4) 保井芳太郎『大和上代寺院志』昭和7年。
- 5) 奈良国立文化財研究所「飛鳥寺発掘調査報告」『奈良国立文化財研究所学報』第5冊 昭和33年。
- 6) 奈良国立文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査報告」Ⅰ『奈良国立文化財研究所学報』第27冊 昭和51年。
- 7) 「造寺雑物請用帳」『大日本古文書』25—321。
- 8) 「造金堂所解案」『大日本古文書』16—292。
- 9) 『奈良六大寺大観』第1巻 法隆寺1 岩波書店 昭和47年。
- 10) 太田博太郎「法隆寺東大門の旧位置と移建年代」『建築史』5—3 昭和18年。